

未来につなぐ京の木府民会議設置要領

(名 称)

第1条 本会議は、未来につなぐ京の木府民会議（以下「府民会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 府民会議は、京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例（令和4年京都府条例第16号）第15条第1項に基づき、府、府民等、森林資源関連事業者、市町村等が相互に意見交換することにより、木材利用に係る気運を醸成し、その利用等の促進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 府民会議は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 府内産木材の利用に係る普及啓発及び気運醸成に関すること。
- (2) 府内産木材の利用促進に係る顕彰に関すること。
- (3) その他府民会議の目的達成に必要な事項に関すること。

(会 員)

第4条 会員は、府民会議の目的に賛同し、府内産木材を積極的に利用しようとする団体、企業、教育機関、行政機関等（以下「団体等」という。）とする。

2 次の各号のいずれかの場合に該当する者は、会員となることはできない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する「風俗営業」（パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど）及び第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む場合
- (2) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる場合
- (3) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められた場合
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (7) 資材若しくは原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方が第3号から第7号までに掲げる要件のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる場合
- (8) 資材若しくは原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方が第3号から第7号までに掲げる要件のいずれかに該当したとき（前号に該当する場合を除く。）に、京都府が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかった場合
- (9) 他の会員の活動を妨げるおそれがある場合
- (10) その他府民会議の名誉を損ねるなど会員として相応しくない行動を取った場合

3 府民会議の目的に賛同する団体等は、事務局に入会申込書を提出し、会員となることができる。

4 すべての会員は、退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。また、次のいずれかに該当する場合には、幹事会は会員を退会させることができる。

- (1) 団体等が何らかの理由により、実態がなくなったとき。
- (2) その他会長が認めるとき。

(役員等)

第5条 府民会議に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 会長は京都府知事、副会長のうち1名は事務局の長をもって充てることとする。
 - 3 会長は、府民会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会)

第6条 全体会は、会長が招集する。

- 2 全体会では、会員等が参加し府内産木材利用の普及啓発及び府民等の気運醸成に係るイベント等を行う。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を全体会に出席させることができる。

(幹事会)

第7条 府民会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長から付託された事項、運営に必要な事項及びその他必要な事項について審議し、決定する。
- 3 幹事会は幹事をもって構成する。
- 4 幹事は会長が指名する者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- 6 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

(プロジェクトチーム)

第8条 府民会議に専門部会としてプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームは、会長から付託された事項について、その推進に当たる。
- 3 プロジェクトチームの構成等必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 府民会議の事務を処理するため事務局を置く。

(事業年度)

第10条 府民会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、府民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年11月21日から施行する。